別表

区分	交付対象である事業の内容、事業主体、事業要件及び交付対象経費				
	事業の内容	事業主体	事業要件	交付対象経費	又は交付額
1里山林	(1) 地域で育み未来につなぐ里山林整備事業	森づくり活動	整備後は、継続して適	森林整備費及び	10/10 以内
整備事業	地域提案による里山林の整備による、同林の価値	団体(※事業	切な管理を実施するこ	森林整備に係る	ただし、各事業の
	を掘り起こし、継続的な管理の促進を図る事業	地及びその周	ک	次の事務費	交付上限額を次
	【整備対象森林】	辺に存する自		賃金(交付額の	のとおりとする。
	住宅地周辺にあり、地域住民による利用が見込まれ	治会等で左記	森づくり活動団体の育	8 割以内を上限	
	さらにその整備や活用方法についての計画がされ	整備対象森林	成・活用に努めること	とする)	(1)
	た山林	の公益的機能		報奨費	1ha 当たり、5 年
	(2) 通学路や住宅地周辺の安全・安心を確保するため	の影響を直接	交付期間満了後におい	消耗品費	間で 1,000 千円
	の里山林整備事業	受ける地域住	ても、継続的に維持管	印刷製本費	
	通学路や住宅地周辺の里山林の整備により、地域	民を主体とす	理が行われるよう人	通信運搬費	(2)
	住民の安全・安心を確保する事業	る団体、里山	材・資金確保等の計画	使用料・賃借料	1年目は、1ha・1
	【整備対象森林】	林整備に対す	を記載した「維持管理		年間当たり 250
	児童生徒が通学路等として利用する可能性の高	る知識・技術	方針」を策定・履行する	ただし、土地等	千円
	い道路又は住宅に近接する山林であって、当該道	を有する NPO	こと	購入・補償費、	2~5 年目は 1ha・
	路等から片側 50m(両側で最大 100m)以内の区域	法人、社会貢		職員人件費、施	1 年間当たり 50
	の藪化した見通しの悪い山林	献活動として	事業区域を里山林とし	設の維持管理	千円
	(3) 野生獣被害軽減のための里山林整備事業	里山整備を行	て維持するため、土地	費、国庫補助及	
	野生獣被害が発生又は発生のおそれのある田畑・	う企業等と	の形質変更を行わない	び県単独補助事	(3)
	住宅地に隣接する山林の整備により、野生獣を人里	し、規約・	旨の協定(10 年間)を土	業の市町村負担	1年目は、1ha・1
	に近づけない環境を整備する事業	定款等により	地所有者と市町村が締	額に係る経費を	年間当たり 260
	【整備対象林】	当該団体の位	結すること(森づくり	除く。	千円
	野生獣被害が発生又は発生するおそれのある田	置づけが明確	活動団体が設立されて		2~5 年目は 1ha・
	畑から 100m以内の藪化した見通しの悪い山林	になっている	いる場合は 3 者間で締		1 年間当たり 50
		団体。)	結)		千円

区分	交付対象である事業の内容、事業主体、事業要件及び交付対象経費				
	事業の内容	事業主体	事業要件	交付対象経費	又は交付額
2 里 山 林	(1) 里山林管理事業	森づくり活動団体	交付期間満了後において	森林整備費及び	10/10 以内
管理事業	前項の里山林整備事業において整備された	(※第1項里山林	も、継続的に維持管理が	森林整備に係る	ただし、
	山林の維持管理を図る事業	整備事業に同じ)	行われるよう人材・資金	次の事務費	1ha・1 年間当たり
			確保等の計画を記載した	賃金(交付額の8	50 千円を上限と
			「維持管理方針」を策定・	割以内を上限と	する。
			履行すること	する)	
				報奨費	
			里山林整備事業において	消耗品費	
			締結したと土地の形質の	印刷製本費	
			変更を行わない旨の協定	通信運搬費	
			を里山林管理事業の交付	使用料・賃借料	
			期間満了予定期日まで延		
			長すること	ただし、土地等購	
				入・補償費、職員	
				人件費、施設の維	
				持管理費、国庫補	
				助及び県単独補	
				助事業の市町村	
				負担額に係る経	
				費を除く。	

<b>以</b>	交付対象である事業の内容、事業主体、事業要件及び交付対象経費				
区分	事業の内容	事業主体	事業要件	交付対象経費	又は交付額
3 森づくり	(1) 森づくり活動推進事業	森づくり活動団体	活動の対象地域	賃金(交付額の8割	10/10 以内
支援事業	森づくり活動の実施及び森づくり活動を促進する	(※第1項里山林整	は市有林とする	以内を上限とする)	ただし、1年
	取組で次に掲げるもの	備事業に同じ)	こと	報奨費	間当たり 200
	① 地域住民の森づくり活動への参加を促進するた	その他市長が認める		旅費	千円とする。
	めの打合会等の開催や普及啓発活動	団体	木材使用の場合	消耗品費	
	② 森づくり活動団体等の組織化及び普及啓発活動		は、鹿沼産材また	印刷製本費	
	③ 森林の重要性の理解促進を図る活動、森林観察		は鹿沼産森林認	通信運搬費	
	会等の開催		証材を使用する	会議費	
	(2) 森林環境学習活動		こと	保険料	
	森づくり活動の普及促進を図るための児童を対象			使用料・賃借料	
	とする森林学習活動の実施及びその促進を図るため		森林整備の重要	備品購入費(普及啓	
	の取組で次に掲げるもの		性の理解促進を	発に係るものに限	
	① 学校林等の身近な森林環境学習フィールドの整		図り、森づくり活	る。)	
	備		動を普及させる		
	② 森林教室及び森づくり体験活動の実施		取組であること	ただし、職員人件費、	
	③ 森林環境学習指導者の派遣			管理者のある施設の	
	④ 森林環境学習推進のための普及啓発			通常の維持管理に要	
	(3) その他地域の創意工夫を凝らした特色ある取組			する経費、先進地視	
				察や研修受講等の自	
				己啓発に係る経費、	
				国庫補助及び県単独	
				補助事業の市町村負	
				担額に係る経費を除	
				< ∘	